

## 資格確認書の職権交付に関するQ & A

### 本部組合員・支部組合員共通

#### (資格確認書職権交付の目的)

**Q1** 今回、資格確認書を職権交付するのはなぜですか。

A1…令和7年12月1日をもって組合員証及び被扶養者証の有効期限が切れることに伴い、同月2日以降、被保険者資格証が手元がない状態となる組合員及び被扶養者の方々に新たな被保険者資格証を提供することにより、切れ目なく保険診療を受診できる機会を確保するためです。

#### (資格確認書職権交付の対象者)

**Q2** 今回の資格確認書の職権交付の対象となる組合員及び被扶養者の条件はどのようなものでしょうか。

A2…基準日（令和7年8月1日）時点において、裁判所共済組合が利用するシステム上、以下の①又は②に該当し、かつ、資格確認書の交付を受けていない組合員及び被扶養者が今回の職権交付の対象になります。

①マイナンバーカードをお持ちでない方

②マイナンバーカードは保有しているが、マイナ保険証利用登録を行って

いない方

### **(資格確認書の交付時期及び方法)**

**Q3 職権交付される資格確認書は、いつ、どのように交付されるのでしょうか。**

A3…交付開始時期は、本部組合員については11月中旬頃、支部組合員については11月中旬以降となります。

本部組合員については、被扶養者分の資格確認書を含め、組合員が申し出た郵送先へ簡易書留で郵送します。

交付対象者となる組合員(ただし、まとまった休暇中の組合員(例:病気休暇、産前産後休暇、介護休暇等)、育児休業中の組合員、退職中の組合員、海外赴任中の組合員、任意継続組合員は除く。)に対しては、事前に共済組合本部から郵送先の住所に関する照会を行いますので、必ず回答してください。また、組合員が交付対象者でなくとも、被扶養者に交付対象者がいれば同様に組合員への照会を行います。

支部組合員については、各共済組合支部から適宜の方法で交付されます。

### **(マイナ保険証利用登録をした場合①)**

**Q4 資格確認書の職権交付を受けた後、マイナ保険証利用登録をした場合、資**

**格確認書はどうすればよいでしょうか。**

A4…そのまま保有を継続していただいて構いません。ただし、資格確認書の有効期限内に組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合は、所属の共済組合に返還してください。

**(マイナ保険証利用登録をした場合②)**

**Q5 基準日(令和7年8月1日)より後にマイナ保険証利用登録を行ったのですが、資格確認書の職権交付を受けました。どうすればよいですか。**

A5…職権交付された資格確認書の保有を継続していただいて構いません。ただし、資格確認書の有効期限内に組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合は、所属の共済組合に返還してください。

**(マイナ保険証利用登録をした場合③)**

**Q6 基準日(令和7年8月1日)以前にマイナ保険証利用登録を行ったのですが、資格確認書の職権交付を受けました。なぜでしょうか。**

A6…組合員又は被扶養者のマイナ保険証利用登録結果が共済組合の利用するシステムに反映されるまで時差があります。基準日時点において貴方のマイナ保険証利用登録結果がシステムへの反映前だったことから、資格確認書の職権交

付対象者に該当したものと考えられます。職権交付された資格確認書の取扱いについては、Q4と同様です。

#### **(マイナ保険証利用登録をした場合④)**

**Q7 資格確認書の交付前にマイナ保険証利用登録を行ったので、資格確認書は不要です。資格確認書を受領したくない場合、どうしたらよいでしょうか。**

A7…本部組合員については共済組合本部に、支部組合員については所属する共済組合支部に、その旨を申し出てください。本部組合員の方で、申出後に資格確認書が簡易書留で郵送されてきた場合は受け取らなくて構いません。

#### **(マイナ保険証利用登録解除の場合)**

**Q8-1 基準日（令和7年8月1日）より後にマイナ保険証利用登録解除を行った場合、資格確認書は職権交付されるのでしょうか。**

A8-1…資格確認書は職権交付されません。なお、マイナ保険証利用登録解除を行う場合には、所属する共済組合に対して解除申請をすることになりますが、その申請時に資格確認書の交付要件を満たしていれば、資格確認書の交付申請も併せて行うことができます。

**Q8-2 基準日（令和7年8月1日）以前にマイナ保険証利用登録解除を行った場合、資格確認書は職権交付されるのでしょうか。**

A8-2 基準日時点においてマイナ保険証利用登録解除結果が共済組合の利用するシステムに反映されており、かつ、資格確認書を保有していない場合には職権交付の対象となります。

**（支部を異にする異動をした場合）**

**Q9 基準日（令和7年8月1日）以後の10月1日に支部を異にする異動（たとえば大阪地裁から神戸地裁への異動）をしました。この場合、資格確認書の扱いはどのようになりますか。**

A9…基準日以後に支部を異にする異動をした場合は、現在お持ちの組合員証又は資格確認書は効力を失いますので、転入先の共済組合支部において資格確認書交付申請を行ってください。

なお、本部と支部間で異動をした場合（例えば東京地裁から大阪地裁へ異動した場合）も同様です。

**（資格確認書記載事項の変更）**

**Q10 基準日（令和7年8月1日）以後に、婚姻等の理由により氏名に変更が生**

**じました。変更後の氏名で資格確認書を職権交付してもらえるのでしょうか。**

A10…変更後の氏名で資格確認書は職権交付されません。所属の共済組合に対し、氏名変更の届出とともに資格確認書交付申請書を提出してください。

**(現行の保険証の取扱い①)**

**Q11 資格確認書を受け取った後、現在保有している組合員証又は被扶養者証**

**(現行の保険証) はどうすればよいのでしょうか。**

A11…現行の保険証については、令和7年12月2日以後にご自身ではさみで裁断するなどして廃棄してください。所属する共済組合への返還は不要です。

**(現行の保険証の取扱い②)**

**Q12 任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証には、令和7年12月2日以後**

**後の日付が有効期限として記載されています。表示された期限まで利用できるのでしょうか。**

A12…任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証に表示されている有効期限に関わらず、令和7年12月2日以後は現行の任意継続組合員の組合員証・被扶養者証は利用できなくなります。同日以降の取扱いは、Q11と同様です。

## 本部組合員のみ対象

### (資格確認書の交付時期及び方法①)

**Q13-1 本部組合員が郵送先の照会には回答しなかった場合、資格確認書はどこに郵送されるのでしょうか。**

A13-1…共済組合が利用しているシステムに登録されている本部組合員の住所（過去に本部組合員が共済組合に届け出た住所）に宛てて郵送します。

### (資格確認書の交付時期及び方法②)

**Q13-2 休業等をしていない本部組合員であり、資格確認書の職権交付の対象者だと認識していますが、資格確認書の郵送先住所に関する照会が来ません。どうすればよいのでしょうか。**

A13-2…経理局厚生課企画係まで [こちら](#)からお問い合わせください。

### (本部組合員に対する再送)

**Q14 本部組合員に対しては資格確認書を郵送（簡易書留）するとのことですが、保管期間経過等により受け取ることができなかった場合はどうなりますか。**

A14…保管期間経過等の事由により、資格確認書が共済組合本部に返送された場合は、当該組合員の所属庁に宛てて再送します。ただし、返送から再送まで一定

の期間を要しますので、現行の保険証の有効期限切れ前に資格確認書を受け取っていただくため、保管期間経過等の事由が生じないよう「郵送先住所の届出」及び「不在票の確認」を忘れずをお願いします。

#### **（休業中等の本部組合員に対する送付方法）**

**Q15 まとまった休暇中（例：病気休暇、産前産後休暇等）、育児休業中、休業中の本部組合員の場合、資格確認書の郵送先及び再送先はどこになりますか。**

A15…共済組合のシステムに登録されている本部組合員の住所に宛てて簡易書留で郵送します。また、保管期間経過により資格確認書が共済組合本部に返送された場合は、住所に宛てて再度簡易書留で郵送を行います。

#### **（本部の任意継続組合員に対する送付方法）**

**Q16 本部の任意継続組合員及びその被扶養者の場合、資格確認書の郵送先及び再送先はどこになりますか。**

A16…共済組合のシステムに登録されている任意継続組合員の住所に宛てて簡易書留で郵送します。また、保管期間経過により資格確認書が共済組合本部に返送された場合は、住所に宛てて再度簡易書留で郵送を行います。

**(海外赴任中の本部組合員に対する送付方法)**

**Q17 職権交付が行われる時点において本部組合員が海外に赴任中の場合は、資格確認書はどのように交付されるのでしょうか。**

A17…海外赴任中の国内郵送先を共済組合に届け出ている場合、当該郵送先に簡易書留で郵送します。届出をしていない場合は、帰国後に適宜の方法で交付します。ただし、帰国後、異動により所属する共済組合が変更となった場合には、転入先の共済組合において資格確認書交付申請を行ってください。

**(資格確認書の郵送先について①)**

**Q18-1 単身赴任中等の理由で被扶養者と離れて暮らしている本部組合員の場合、組合員と被扶養者とで資格確認書を別々に郵送してもらえるのでしょうか。**

A18-1…別々に郵送することはできません。Q3 のとおり、組合員が申し出た住所に宛てて、組合員本人分及び被扶養者分の資格確認書を同封して郵送します。

**(資格確認書の郵送先について②)**

**Q18-2 単身赴任により被扶養者（子ども）と離れて暮らしている本部組合員で、被扶養者のみが交付対象者の場合、被扶養者と暮らす配偶者宛てに郵送してもらうことは可能でしょうか。**

A18-2…可能です。資格確認書の郵送先照会時に、宛名を配偶者、住所を配偶者  
居住先として申し出てください。